

協議事項 チョイソコこうた運賃について

はじめに、協議にあたっての公聴会等の必要な措置について、パブリックコメントを広報こうたで周知し令和8年6月5日から7月6日まで実施し、住民及び利用者から意見聴取を行いました。事務局提示の運賃案に対して1件意見をいただきました。

意見内容「高齢ドライバーの事故を防止すること及び当該バスの利用促進の観点から、75歳以上で免許を返納した場合は、返納後から1年間無料（又は半額）で乗車できる制度としてはどうか。免許返納後の生活への安心や、町内の交通事故を無くす取組みにも資するものであると考える。」

意見対応として、免許を返納した者についても減免対象者（運賃半額）とすることとしました。

これらの協議の経緯から住民や利害関係者の意見の反映は十分になされていることを踏まえて、町内統一かつ地域住民の日常の移動手段としての特性を発揮すべく利用しやすい運賃設定とするものです。

については、次の内容としてよいか、採決いたします。

1 運賃の種類及び額

属 性	1 乗車	北部エリア ↓ 南部エリア
		※中部エリアでの 乗り継ぎあり
一般	300 円	500 円
減免対象者	150 円	250 円
未就学児	無 料	

2 旅客運賃の計算方法

- (1) 減免対象者運賃は一般運賃の半額とする。
- (2) 未就学児は無料とする。

3 運賃の適用方法

(1) 一般運賃と減免対象者運賃、未就学児の区分は、次に掲げるものによる。

ア 一般運賃：減免対象者及び未就学児以外の者

イ 減免対象者運賃：小学生

65 歳以上の者

幸田町発行の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者

保健福祉手帳保持者及びその介助者 1 名の者

運転免許を返納した者

ウ 未就学児運賃：無料

(2) 運賃の適用方法は、下記のとおりとする。

ア 1 乗車運賃

1 乗車運賃は、旅客が片道 1 回乗車する場合に適用する。

イ 乗継運賃

乗継運賃は、旅客が北部エリアから南部エリアへ又は南部エリアから北部エリアへ片道 1 回乗車する場合に適用する。

以上

(参考)

チョイソコこうたの再編案